(二)　国は、駐留軍用地が日米安全保障条約により我が国が駐留軍に提供してきたものであること及びその返還を機とする沖縄県の発展が我が国の発展に寄与するものであることに鑑み、沖縄県及び関係市町村との密接な連携を確保しつつ、国の責任を踏まえ、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を主体的に推進しなければならないこととした。

(三)　駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に当たっては、当該土地の返還を受けた所有者等の生活の安定が図られるよう必要な配慮がなされるものとした。(第三条関係)

4　政府は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用を推進するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならないこととした。(第四条関係)

5　(一)　国は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地の区域の全部について、返還後において土地を利用する上での支障の除去に関する措置を所有者等に土地を引き渡す前に講ずることにより、その有効かつ適切な利用が図られるようにするため、速やかに、当該駐留軍用地の返還に関する実施計画を定めなければならないこととした。

(二)　返還実施計画には、区域、予定時期、駐留軍が使用している建物等の概要及び土地に定着する物件の除却をするとした場合に当該除却に要すると見込まれる期間、土壌汚染の状況、水質汚濁の状況、不発弾その他の火薬類の有無、廃棄物の有無、並びにその他政令で定める事項について、調査を行う区域の範囲、調査の方法、調査に要すると見込まれる期間及び調査の結果に基づいて国が講ずる措置に関する方針を定めることとした。(第八条関係)

6　(一)　沖縄県知事又は関係市町村の長は、返還が合意された駐留軍用地において調査及び測量を行う必要があると認めるときは、国に対し、調査及び測量の実施に関してあっせんを申請することができることとした。

(二)　国は、あっせんの申請を受けた場合には、あっせんを行わなければならないとともに、沖縄県知事又は関係市町村の長からの求めがあった場合には、あっせんの状況について通知するものとした。(第九条関係)

7　国は、駐留軍用地の返還を受けた場合において、所有者等が、土地が引き渡された日以後引き続き当該土地を使用せず、かつ収益していないときは、所有者等に対し、引渡日の翌日から起算して三年を超えない期間内で、三、〇〇〇万円を限度として賃借料を基準として政令で定めるところにより、給付金を支給するものとした。(第一〇条関係)

8　国は、駐留軍用地の返還を受けた日後に返還実施計画に基づく支障の除去に関する措置が実施されることにより土地を使用することができないときは、補償金を支払うものとした。(第一一条関係)

9　(一)　内閣総理大臣は、返還が合意された駐留軍用地であって、返還後の計画的な開発整備を行うことが必要と認められ、かつ、その区域内における公有地等の割合が著しく低いことからその跡地の利用の推進に必要な公共用地を確保するためその区域内における公有地の計画的な拡大が必要と認められるものを特定駐留軍用地として指定するものとした。(第一二条関係)

(二)　特定駐留軍用地内の土地を所有する者は、土地を有償で譲渡するときは、土地の所在及び面積、譲渡予定価額等を関係市町村の長に届け出なければならないこととした。(第一四条関係)

(三)　特定駐留軍用地内の土地を所有する者は、地方公共団体等による土地の買取りを希望するときは、土地所在の関係市町村の長にその旨を申し出ることができることとした。(第一五条関係)

(四)　届出又は申出をした者は、その日から起算して最大三週間、当該地方公共団体等以外の者に譲渡してはならないこととした。(第一七条関係)

10　(一)　国は、駐留軍用地の返還の見通しが立った場合には、速やかに、その旨を所有者等に通知するよう努めるとともに、沖縄県及び関係市町村に通知しなければならないこととした。(第一九条関係)

(二)　関係市町村の長は、返還の見通しが通知された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を整備する必要があると認めるときは、市町村総合整備計画を定めることができることとした。(第二〇条関係)

(三)　沖縄県知事は、返還の見通しが通知された駐留軍用地又は駐留軍用地跡地を広域の見地から特に整備する必要があると認めるときは、県総合整備計画を定めることができることとした。(第二一条関係)

11　国は、沖縄県及び関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができることとした。(第二五条関係)

12　内閣総理大臣は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の区域内のうち次に掲げる土地の区域を拠点返還地として指定するものとした。

(1)　返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域

(2)　返還後において(1)に掲げる土地との相互の関係を特に考慮して公共公益施設の整備を行うことにより当該土地の区域における拠点としての機能がより高度に発揮されると認められる土地（その面積が五ヘクタール以上である一団の土地に限る。）の区域（第二六条関係）

13　内閣総理大臣は、政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針を定めなければならないこととし、政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、15の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、国の取組方針を定めることができることとした。(第二七条関係)

14　国は、駐留軍用地跡地において土地区画整理事業が施行される場合において、跡地所有者等が、引渡日の翌日から起算して引き続き三年を超えて、土地を使用せず、かつ収益していないときは、跡地所有者等に対し、基準日から当該駐留軍用地跡地における土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間まで特定給付金を支給するものとした。(第二九条関係)

15　内閣府設置法第一〇条の特命担当大臣、内閣総理大臣の指定する国務大臣、沖縄県知事及び関係市町村の長は、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する施策に関し必要な協議を行うため、駐留軍用地跡地利用推進協議会を組織することができることとした。(第三〇条)

16　特定駐留軍用地における土地譲渡の際の届出義務及び当該土地の届出等から一定期間の譲渡制限に違反した場合の罰則（五〇万円以下の過料）を定めることとした。(第三三条)

17　この法律は、平成三四年三月三一日限り、その効力を失うこととした。(附則)

◇特別会計に関する法律の一部を改正する法律

（法律第一五号）（財務省）

1　総則

(一)　東日本大震災復興特別会計を設置することとした。(第二条関係)

2　各特別会計

(一)　東日本大震災復興特別会計から必要な金額を繰り入れて復興費用の支出を行う交付税及び譲与税配付金特別会計等の歳入規定に、東日本大震災復興特別会計からの繰入金を追加することとした。(第二三条、第八八条、第九九条、第一六二条、第二〇一条、附則第六五条の二及び第二三一条関係)

(二)　東日本大震災復興特別会計から繰入れを行うことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。(第一〇五条、第一九八条及び第二〇四条関係)

3　東日本大震災復興特別会計

(一)　東日本大震災復興特別会計は、東日本大震災からの復興に係る国の資金の流れの透明化を図るとともに復興債の償還を適切に管理するため、復興事業に関する経理を明確にすることを目的とすることとした。(第二二二条関係)